## ○統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)抄

第五条   行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告	(基幹統計調査であること等の明示)	ニ 報告を求めるために用いた方法	ハ 報告を求めた個人又は法人その他の団体	ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間	イ 調査対象の範囲	統計の利用に際し参考となるべき事項	に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹	目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次	二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の	当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項	計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の	一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統	の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合	(基幹統計に関する公表事項)	改正案
第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告	(基幹統計調査であること等の明示)	ニ (同上)	ハ 報告を求めた者	口 (同上)	イ (同上)				二(同上)			一 (同上)		第三条 (同上)	(基幹統計に関する公表事項)	現

2 第十二条 する。 掲げる額の合計額とする。 三 規定により 第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、 統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が法第三十八条第 (手数料の額等) 間までごとに四千四百円 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者が法 口 イ ľ 0 成果をいう。 調査票情報の提供に要する時間 統計成果物 法第三十四条第一項<br />
の規定による統計の作成等に要する時間 調査票情報の送付に要する費用 可能なものに限る。 直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが 調査票情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応 光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリ 光ディスク それぞれイ又は口に定める額 法第三十三条の二第 に複写したものの交付 ルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限 、納付すべき手数料の額は (委託により作成した統計又は委託による統計的研 次号において同じ。 (日本工業規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八一に適合する )に複写したものの交付 項の規定により行政機関の長が行っ 枚につき百二十円 (当該送付を求める場合に限る。 時間までごとに四千四 次の各号に掲げる額の合計額と の提供に関する次のイ又はロ 一枚につき百円 次の各号に 旨円 一項 究 時 た 第十三条 (新設) 掲げる額の合計額とする。 第三十八条第一 ごとに五千九百円 (手数料の額等) 0 成果をいう。 統計成果物 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法 項の規定により納付すべき手数料の額は、 (委託により作成した統計又は委託による統計的 次号において同じ。 の提供に関する次のイからニ

次の各号に

時 間

ま

研

究

百五十円	統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘	一 請求一件につき千九百五十円	数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。	タの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手	3 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名デー	作成等に要する費用として定める額	四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の	三 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を求める場合に限る。		百二十円	ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき			百円	イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき		(削る)	(削る)	に掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額
百円 関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五	統計	一請求一件につき千八百五十円	額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。	供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の	2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提		四(同上)	三 (同上)	に限る。) に複写したものの交付 一枚につき百二十円	リメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミ	円	とが可能なものに限る。) に複写したものの交付 一枚につき百	る直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ	ハ 光ディスク(日本工業規格X○六○六及びX六二八一に適合す	の交付 一枚につき五十円 の交付 一枚につき五十円 に通名する幅ナーミリントールのものに呼る こに被写したもの	ローフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X六二二三		でに掲げる方法の区分に応じ、

料を納付する場合	し手数料を納付する場合
対 三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数	三 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人統計センターに対
数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合	該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
□ の長(特許庁長官を除く。)が官報で公示した場合において、当該手	関の長(特許庁長官を除く。)が官報で公示した場合において、当
だ 二 前二項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関	二 前三項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機
	を求める場合
合	を委託し、又は法第三十六条第一項の規定による匿名データの提供
託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場	情報の提供を求め、法第三十四条第一項の規定による統計の作成等
一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委	一 特許庁長官に対し、法第三十三条の二第一項の規定による調査票
書に収入印紙をはって納付しなければならない。	書に収入印紙を貼って納付しなければならない。
程 3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼	4 前三項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼
四 (同上)	四 匿名データの送付に要する費用(当該送付を求める場合に限る。
百二十円	き百二十円
ハ 前項第二号二の光ディスクに複写したものの交付 一枚につき	ロ 第一項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につ
百円	き百円
ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき	イ 第一項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につ
ものの交付 一枚につき五十円	
イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写した	(削る)
に応じ、それぞれイからハまでに定める額	じ、それぞれイ又は口に定める額
心 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分	三 匿名データの提供に関する次のイ又は口に掲げる方法の区分に応